

公印省略

3 疾病第 2982 号
令和 3 年 6 月 23 日

介護保険課長 殿

がん感染症疾病対策課長

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療について（周知依頼）

このことについて、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療については、これまでも厚生労働省からの各種通知等により当該医療費の公費負担を行ってきたところですが、宿泊療養又は自宅療養中の者が医療機関の受診又は往診等により受けた医療費について、現在もなお、一部医療機関で自己負担額の徴収がなされており、患者個人への償還払いが発生している状況です。

宿泊療養又は自宅療養中の者に係る公費負担については、令和 2 年 4 月 30 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」に基づき、原則として、令和 2 年 5 月診療分以降から審査支払機関を通じたレセプト請求によることとしております。

つきましては、当該通知及び下記を参考に、レセプト請求による公費負担に御対応・御協力いただくよう、貴課関係事業者（訪問看護事業者）への周知をお願いいたします。

併せて、新型コロナウイルス感染症に関する各種の公費負担医療について、請求事務の参考となるよう、下記にその概要をまとめましたので御確認ください。

なお、下記概要に関しては、以下の県ホームページにも掲載しておりますので、適宜、御活用ください。

【県ホームページ URL】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19-kouhihutan.html>



記

1 公費負担の対象となる医療又は医療費について

(1) 令和 2 年 3 月 4 日通知による PCR 検査等への補助【通知等 1】

令和 2 年 3 月 4 日結核感染症課長通知に基づき、県又は保健所設置市との行政検

査委託契約により、保険診療で実施されたPCR検査等の検査費のうち、検査料及び微生物学的検査判断料又は免疫学的検査判断料にかかる自己負担相当額を公費負担

県と行政検査委託契約を締結した医療機関において、医師の判断により診療の一環として行われる検査が対象です。

(2) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療

令和2年4月30日医療課長通知【通知等2】及び結核感染症課長通知【通知等3】に基づき、県又は保健所設置市が認定した宿泊療養又は自宅療養中に受けた医療の自己負担額を公費負担

ただし、本医療に対する公費負担については、以下の①～③に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- ① 都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養の対象となった軽症者等が受けた医療であること
- ② 軽症者等が都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療であること
- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る医療（往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等によるものを含む。）であること

【参考】

- 宿泊療養又は自宅療養の認定前又は解除後に実施した医療は対象とならない。
- 宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等が、体調不良等により、自ら希望して往診等により受けた医療が対象となる。
- 新型コロナウイルス感染症に関するものとして医師等が実施した医療が対象であり、新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療（歯科診療など）や新型コロナウイルス感染症に感染していなかったとしても実施されたであろう医療は対象とならない。
ただし、他疾患の治療であっても、新型コロナウイルス感染症の治療のために併せて治療を行う必要があると医師が判断したものについては、公費負担の対象となります。
- 宿泊療養及び自宅療養の性質上、往診等による医療が基本となるが、軽症者等の体調を踏まえ、都道府県等が調整等した上、医療機関において外来診療を受診した医療も対象となる。
- 高齢者施設（介護医療院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム）で療養する新型コロナウイルス感染症患者については、宿泊療養・自宅療養と同様に、医療費の自己負担分が補助対象となる。【通知等4】
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その43）」において、介護医療院等、介護老人福祉施設等に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であって、病床ひっ迫時にやむを得ず施設で療養を行う場合、緊急往診加算、院内トリアージ実施料、在宅酸素療法指導管理料等が算定できるとされているので、詳細については当該事務連絡を参照ください。【通知等5】

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」と記載）

37条、42条に基づく入院医療費の公費負担

法第37条、42条に基づく入院医療費を公費負担

ただし、以下については「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」

【通知等 6】に基づき公費負担の対象外となります。

- ・ 日常生活上のサービスに係る費用（おむつ代、病衣貸与代、テレビ代等）
- ・ 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用（生命保険請求の診断書等）
- ・ 診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用
- ・ 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用

2 法別番号「28」（新型コロナウイルス感染症）の各公費負担の適用順について

1に記載の新型コロナウイルス感染症に関する3つの公費負担制度は、いずれも法別番号「28」となっています。これらの公費負担制度の適用順は、以下に記載の③→①→②の順で適用されます。

なお、生活保護法による公費負担との併給については、新型コロナウイルス感染症に係る医療について「28」を優先して適用します。【通知等 7】

- ① 令和2年3月4日通知によるPCR検査等の補助
- ② 県又は保健所設置市が認定した宿泊療養又は自宅療養の期間に受けた医療
- ③ 法第37条、42条に基づく入院医療費

【参考】

○ 宿泊療養又は自宅療養中のPCR検査等について

宿泊療養又は自宅療養を受けている軽症者等に対して、宿泊療養又は自宅療養を解除するために実施するPCR検査については、令和2年3月4日通知によるPCR検査等の補助を優先して適用した後、なお残る自己負担額について宿泊療養者・自宅療養者への公費負担による補助を適用する。

○ 法第37条、42条に基づく入院中の患者に対するPCR検査等について

1(3)に記載の入院医療費の公費負担により対応する。なお、DPC対象病院又は基本的検査実施料を算定する特定機能病院（DPC対象病院を除く）に入院中の患者若しくは療養病棟入院基本料等を算定する患者については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その18、その22、その28）」により、別途、SARS-CoV-2 核酸検出及び微生物学的判断料（抗原検査の場合：SARS-CoV-2 抗原検出及び免疫学的判断料）を算定できる。【通知等8、9、10】

3 公費負担医療別の公費負担者番号及び受給者番号【参考】

公費負担の種類別	医療機関等の所在地	公費負担者番号	受給者番号
令和2年3月4日通知によるPCR検査等の補助	福岡県（下記3市を除く地域）	28400505	9999996
	北九州市	28402501	
	福岡市	28401503	
	久留米市	28404507	
宿泊療養及び自宅療養における公費負担	上記3市を含む県内全ての地域	28400604	
法第37条、42条による入院医療費の公費負担	入院勧告保健所から発行される患者票（写）に記載された各番号を御確認ください。		

※ 上記公費負担において、公的医療保険に加入していない場合（生活保護受給者を含む）には、社会保険診療報酬支払基金を通じたレセプト請求により公費負担がなされます。【通知等 11】

4 軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の受給資格の確認

軽症者等に対して保健所からあらかじめ配布された以下の書面等の確認又は当該患者について保健所に連絡の上、受給資格の確認をお願いします。ただし、標記療養中軽症者の受診について、あらかじめ保健所又は宿泊療養施設から受診調整等の連絡がなされた者であることが確認できる場合には不要です。

(確認書類の例)

- ・ 宿泊療養又は自宅療養に関する説明資料やリーフレット
- ・ 宿泊療養又は自宅療養中の健康観察票など

5 公費負担の請求方法について

都道府県、医療機関等、軽症者等の事務負担軽減のため、原則として、審査支払機関を通じたレセプト請求に対して補助を行います。

万が一、自己負担額を徴収済みの場合には、管轄保健所まで御連絡ください。

【通知等】

- 1 「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」
(令和2年3月4日健感発0304第5号)
- 2 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」
(令和2年4月30日保医発0430第4号)
- 3 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」(令和2年4月30日健感発0430第3号)
- 4 「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)に関するQ&A(第3版)について」(令和3年4月30日事務連絡)
- 5 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その43)」
(令和3年4月30日事務連絡)
- 6 「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」
(平成17年9月1日保医発第0901002号,最終改正;平成20年9月30日保医発第0930007号)
- 7 「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う検査に係る生活保護における取扱いの変更について」(令和2年3月27日事務連絡)
- 8 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その18)」
(令和2年5月22日事務連絡)
- 9 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その22)」
(令和2年6月15日事務連絡)
- 10 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その28)」
(令和2年9月29日事務連絡)
- 11 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて(その4)」
(令和3年3月8日事務連絡)

【参考】

- 1 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について
(令和3年5月12日保医発0512第2号)
- 2 「感染症法第42条の規定に基づく入院患者の療養費の支給について」
(令和2年5月26日健感発0526第1号)

－問合せ先－

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課)
疫学調査班

TEL 092-643-3268